

滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等
実践取組モデル事業補助金にかかる
消費税等仕入控除税額報告の手引き

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課

令和5年5月

1. 仕入税額控除とは

(1) 消費税の仕組み

- 消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別諸費税とは異なり、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。
- 生産および流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度その販売価格に上乗せされてかかりますが、最終的に税を負担するのは消費者となります。

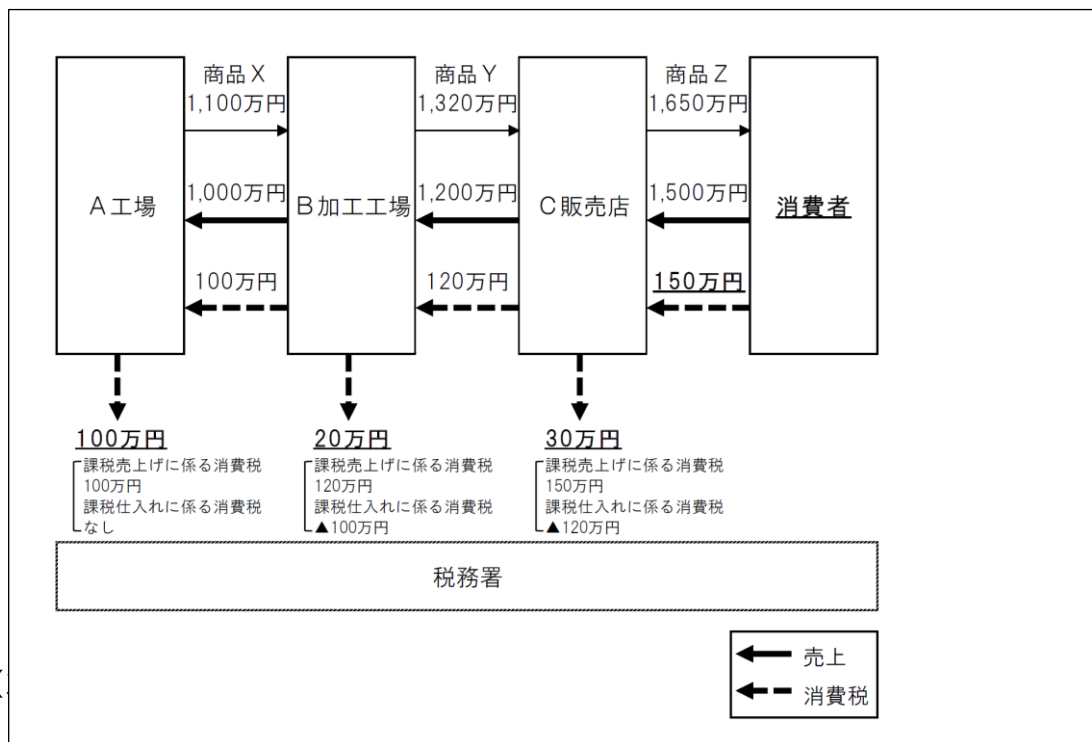
(2) 仕入税額控除とは

- 消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。
 - ・ 各取引段階において、他の事業者や消費者に財貨、サービスの販売、提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売上げに対して課税され、最終的には消費者に転嫁される税金です。
 - ・ 制度上、各取引段階で重ねて消費税が課されないように、事業者が納付する消費税額は、課税売上げ等に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した金額となります。 (=仕入税額控除制度)

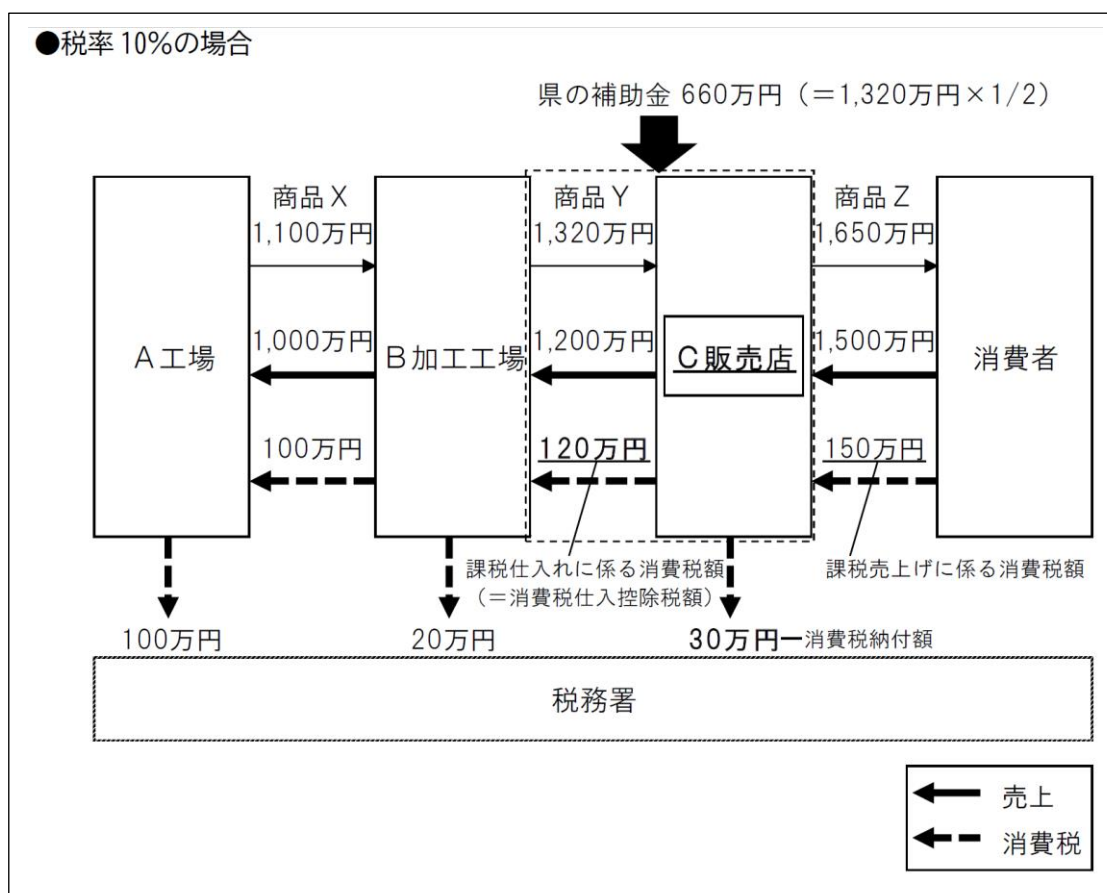
●税率 10%の場合

商品Zの購入に当たって、最終的に税を負担する消費者(担税者)が払った消費税 150 万円は、各取引段階の納税義務者である事業者から税務署にそれぞれ納付されます。

(A工場 100 万円+B加工工場 20 万円+C販売店 30 万円=消費者 150 万円)



- ▶ 補助対象事業者が補助金の交付を受けた経費の消費税も、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができるため、消費税仕入控除税額に係る消費税相当額の補助金が事業者に留まることとなります。
- ▶ しかし、事業者に残った消費税仕入控除税額にかかる消費税相当額の補助金が、事業者の利益になることは、補助金制度の趣旨からして適当ではありません。
- ▶ そのため、補助金交付要綱では、補助事業完了後に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」の報告を定めております。報告された仕入控除税額(返還額)について、県で確認のうえ、後日、納入通知書を発行しますので、金融機関で納付してください。



(例) C販売店がB加工工場から商品Yを仕入れたケース(C販売者が補助事業者)

- ・B加工工場からの仕入れ 1,200 万円+120 万円=1,320 万円
- ・県からの補助金(1/2) 1,320 万円× 1/2 = 660 万円
- ・消費者への売上げ 1,500 万円+150 万円=1,650 万円
- ・課税売上げにかかる消費税額 150 万円-消費税仕入控除税額 120 万円= 30 万円

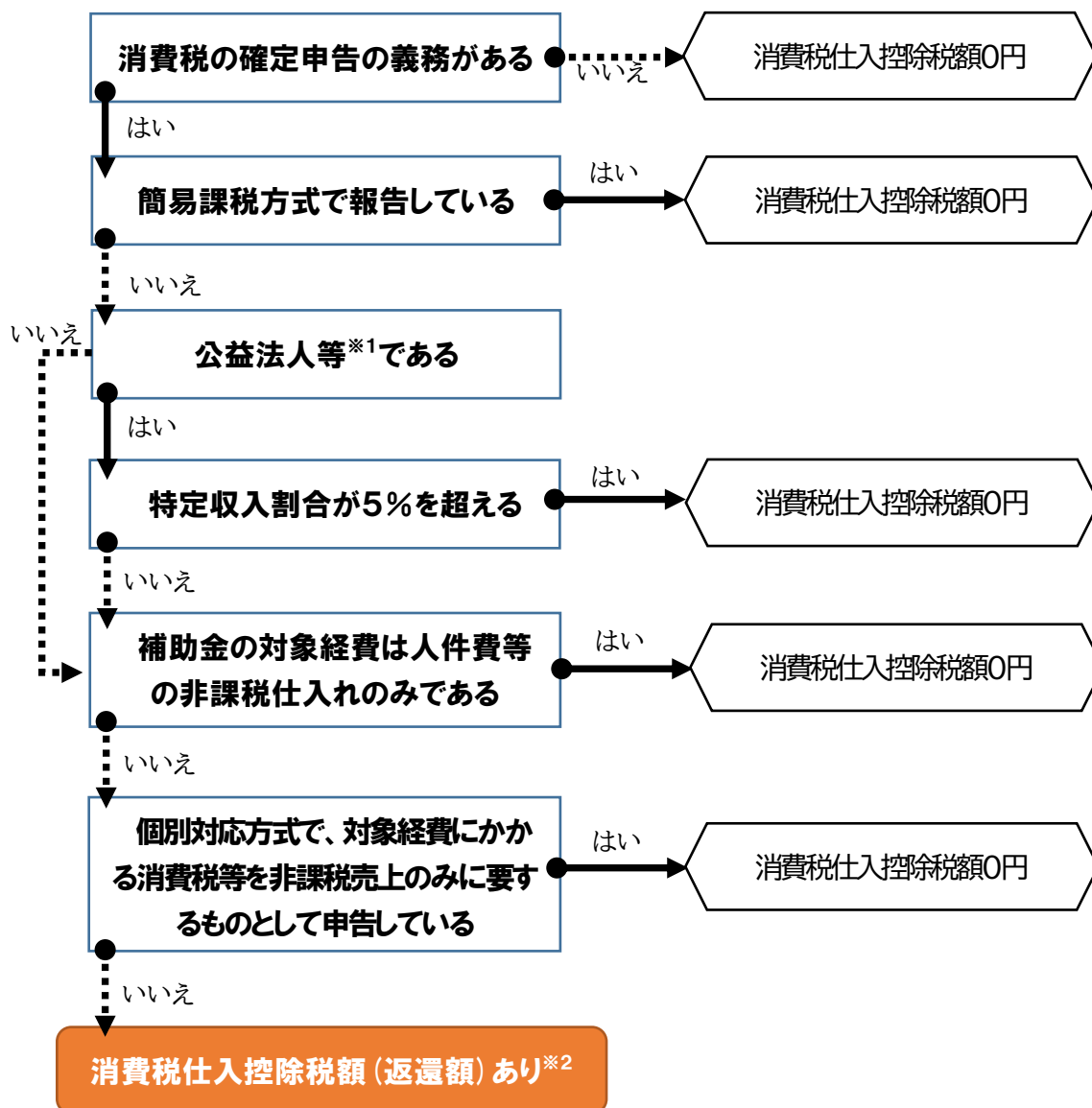
【仕入税額控除後】

- ・B加工工場からの仕入れ 1,320 万円-120 万円=1,200 万円
- ・県からの補助金(1/2) 1,200 万円× 1/2 = 600 万円 差額 60 万円の返還 (=消費税仕入控除税額 120 万円×1/2)

2. 消費税仕入控除税額の返還の有無について

○以下に、消費税仕入控除税額の返還の有無にかかる簡単なチャートをお示しします。
ご自身の団体がどれに該当するのか不明な場合、消費税の確定申告を行った税務署等にご相談ください。

(なお、仕入控除税額が0円であっても必ず県へ報告する必要があります。)



※1 公益法人等とは、国または地方公共団体の特別会計および消費税法(昭和63年法律第108号)別表第3に掲げる一般財団法人、一般社団法人、医療法人(社会医療法人に限る。)、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、地方独立法人等の事業者をいいます。

※2 「消費税仕入控除税額(返還額)あり」となった場合でも、消費税仕入控除税額を反映した補助金の対象経費が補助金交付額を上回る場合は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額は0円となります。

3. 仕入控除税額の報告と返還金について

- ◇ 当該補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金の返還が生じる場合があります。
- ◇ 補助金の交付申請書や、事業完了後に実績報告書を提出する際に、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して提出した場合であっても、(=仕入控除税額の返還がない場合であっても)、報告は必要です。
- ◇ なお、仕入控除税額が 0 円でない(返還金が生じる)場合は、後日、県から納入通知書を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。
(県からの納入通知書の送付を待たず、現金書留等で補助金を返還しないようお願いします。)

○県への報告書類について

下記により報告書を提出してください。

①返還額がある場合

- ・滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第14号)
- ・積算の内訳が分かる書類

②返還額がない場合

- ・滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第14号)

※なお、返還額がない理由について下記の記載例を参考に、メール本文等に記載してください。

<返還がない理由の記載例>

- 消費税の申告義務がないため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 簡易課税方式により申告したため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 特定収入割合が5%を超えるため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 補助金の対象経費は人件費等の非課税仕入れのみのため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみ要するものとして申告しているため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。
- 補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額が当該補助金の対象経費から除外

しても、補助金交付額を上回るため、補助金にかかる消費税および地方消費税の仕入控除額がない。

○補助金の交付申請時(実績報告時)に、消費税仕入控除税額を減額して申請しているため、返還がない。

○報告の時期について

補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む)に、速やかに報告してください。

○報告の提出先について

担当部署:滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 資源循環推進係

住 所:〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

連 絡 先:077-528-3477

E-mail:df00530@pref.shiga.lg.jp

4. 仕入控除税額の計算について

- 消費税等に係る仕入控除税額の返還がある場合は、以下を参考に計算の上、県に報告してください。
- 課税仕入に係る税率が2種類含まれる場合(補助金の対象となった物品等の消費税率が8%のものと同10%のものが混在している場合)はそれぞれ分けて計算し、それらを足し上げてください。

補助金等に係る消費税および地方消費税仕入れ控除税額の考え方

1. 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\boxed{\frac{10}{110}}}{\uparrow \text{税率}}$$

2. 課税売上割合が95%未満 または 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以上

- (1) 一括比例配分方式

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\boxed{\text{補助対象経費のうち課税仕入れ額}}}{\boxed{\text{補助対象経費}}} \times \frac{\boxed{\text{課税売上高}}}{\boxed{\text{総売上高}}} \times \frac{\boxed{\frac{10}{110}}}{\uparrow \text{税率}}$$

- (2) 個別対応方式

- (ア) 補助金等の対象経費が課税売上に必要な課税仕入れ

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\boxed{\frac{10}{110}}}{\uparrow \text{税率}}$$

- (イ) 補助金等の対象経費が課税売上と非課税売上とに共通して必要な課税仕入れ

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\boxed{\text{課税売上高}}}{\boxed{\text{総売上高}}} \times \frac{\boxed{\frac{10}{110}}}{\uparrow \text{税率}}$$

- (ウ) 補助対象経費に(ア)と(イ)が混在している場合

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{課税売上に必要な補助対象経費に使用された補助金等}} \times \frac{\boxed{\frac{10}{110}}}{\uparrow \text{税率}} + \boxed{\text{課税売上と非課税売上とに共通して必要な補助対象経費に使用された補助金等}} \times \frac{\boxed{\text{課税売上高}}}{\boxed{\text{総売上高}}} \times \frac{\boxed{\frac{10}{110}}}{\uparrow \text{税率}}$$

※課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。返還額については、円未満を切り捨ててください。